

平成29年度 第1回長野県障がい者施策推進協議会

日 時 平成29年8月24日（木）

14：00～16：00

場 所 長野県庁本館棟 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

○山本健康福祉部長

3 委員紹介

○手塚企画幹兼課長補佐 今回は委員改選の時期となりまして、お手元の会議次第の次に委員名簿がございますが、15名の皆様に本協議会の委員を委嘱いたしました。任期は本年6月1日から平成31年5月末までの2年間をお願いしてございます。

また、本日は根本委員には同行支援者、また本木委員には手話通訳者が同席しますので、御了解願います。

委員改選後、初めての協議会となりますので、御着席の順番で委員の方々に自己紹介をお願いいたします。それでは、根本委員様から、お願いします。

○根本委員 長野県視覚障害者福祉協会の女性部長をしております根本房枝と申します。

視力もゼロなんです、そこへ持ってきまして聴覚も少し薄くなってきております。皆さんのお話が十分、聞き取れるように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○塚田委員 よろしく申し上げます。長野県手をつなぐ育成会の事務局長をさせていただいております、塚田と申します。よろしくお願いいたします。

○田辺委員 長野県身体障害者福祉協会から参りました、田辺いく子です。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員 飯田市にあります、南信地域活動支援センターの佐々木と申します。よろしくお願い申し上げます。

○大堀委員 心身障がいの当事者会、NPO法人ポプラの会と長野県ピアサポートネットワークの大堀尚美と申します。よろしくお願いいたします。

○荒井委員 荒井武志と申します。県議会議員でございまして。出身は千曲市でございまして。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○本木委員 こんにちは。長野県聴覚障害者協会の副理事長をしております本木恵美子と

申します。よろしくお願いいたします。

- 原田委員 こんにちは。稲荷山医療福祉センター所属の原田と申します。今回は前期に引き続いて2期目になります。外来でお会いしている障がいがあります患者さんの声と、それを取り巻く、その方たちの支援を行っている人たちの声が反映できるように、いろいろな意識を持ってこの会議に参加したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 藤田委員 こんにちは。南箕輪村健康福祉課長の藤田貞文と申します。よろしくお願いいたします。
- 矢崎委員 改めまして、こんにちは。岡谷市健康福祉部社会福祉課長の矢崎義人と申します。よろしくお願いいたします。
- 岩松委員 長野労働局職業対策課というところで、障がい者関係の業務を担当しています。岩松と申します。よろしくお願いいたします。
- 和木委員 木曾町相談支援事業所と、自立訓練施設なごみの家の所長をさせていただいています、和木薫です。よろしくお願いいたします。今年は本当に初めてなので何もわかりませんが、勉強させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。そしてまた現場の声を聞き入れ、代弁していけるよう頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 綿貫委員 皆さん、こんにちは。長野市の障がい福祉サービス多機能型事業所の社会福祉法人廣望会アトリエCOCOの綿貫です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 手塚企画幹課長補佐 ありがとうございます。本日は、委員15名中13名の御出席となっております。御都合によりまして伊藤委員、佐藤委員が御欠席です。

次に、協議会の幹事としまして庁内の関係課から職員が出席しておりますが、氏名につきましては委員名簿の末の3ページ、幹事名簿のとおりでございます。また本日、代理出席の方もございます。御了承いただければと思います。

続きまして、会議資料の確認をお願いいたします。あらかじめお送りしました資料は会議次第、資料一覧、その次に資料1から13まで、それから参考資料1をつけてございます。そこで、申しわけございませんが、資料一覧及び資料13につきましては、お手元にお配りした資料に差し替えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

足りない資料がおありでしたら、お知らせください。会議中にお気づきの場合は、私どもにお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、本協議会の処理する事務につきまして御確認をお願いいたします。資料一覧のつづりの2ページに、障がい者施策推進協議会条例というのがございますけれども、これを御覧いただければと思います。そこに、障害者基本法の第36条がございますが、この事務につきまして記載がございますので、御確認いただければと思います。

なお、この会議につきましては、公開で行います。あわせて後日、県のホームページ上で議事録と会議資料の公表を予定しております。よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますけれども、おおむね2時間程度の時間を予定しております。

ですので、終了時間はおおむね午後4時ということで、このようにさせていただければと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

#### 4 会長選出

○手塚企画幹課長補佐 それでは会議に入ります。次第に従いまして、まず、会長の選出を行っていただきたいと存じます。

会長の選出につきましては、長野県障がい施策推進協議会条例第4条で「協議会には会長を置き、委員が互選する」となっております。選出につきましては記述のとおり、委員の互選となっておりますので皆様方にお諮りしたいと存じます。

どなたか、会長適任者につきまして御意見等ございませんでしょうか。田辺委員さん。

○田辺委員 やっぱりしっかりしていच्छゃいます、綿貫委員さんをお願いしたいと思ひます。

○手塚企画幹課長補佐 ありがとうございます。ただいま田辺委員から、綿貫委員を会長に推薦する旨の御発言がございましたけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

○出席者一同 異議なしの声あり

○手塚企画幹課長補佐 それでは、異議がないようでございますので、綿貫委員に会長をお願いしたいと存じます。

早速で恐縮なんですけれども、綿貫委員には会長席にお移りいただきまして、以後の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○綿貫会長 ただいま御推薦いただきました、しっかりしているかどうかはちょっと皆さんの御判断にお任せしたいと思います。何分にも不慣れなものでございます。どうぞ皆様の御協力をよろしくをお願いしたいと思います。

#### 5 会議事項

##### (1) 長野県障がい者プラン2012の平成28年度実施状況について

○綿貫会長 それでは、早速に会議事項に入らせていただきますが、最初に条例の規定によりまして、会長の職務代理者を指名したいというふうに思ひます。

本日は御欠席であります。今まで会長を務めていただき、御経験が豊かな佐藤委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。はい、ありがとうございます。

それでは会議事項(1)平成28年度における長野県障がい者プラン2012の実施状況についてです。障がい者支援課から資料の説明をお願いいたします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 資料1の資料説明

○綿貫会長 ありがとうございます。資料1によりまして「長野県障害者プラン2012の平成28年度実施状況について」説明をいただきました。

どうぞ皆様から御質問や御意見をちょうだいしたいと思います。活発な御意見を願います。御意見、御質問ある方は挙手をしてご発言いただきたいと思います。本木委員、お願いします。

○本木委員 聴覚障がい者の中で問題になるのは、5年前から協会では防災について会議を進めましたが、その内容は、協会に入っていない人のことです。協会に入っている人の名簿はありますが、協会に入っていない人の情報がなく、支援が行き届かないんですね。もし万が一、災害が起きたときにどんな方法で連絡をとったらいいいのか、様子を把握したらいいいのかというのが大きな問題になっています。

できれば市町村ごとに聾や、また難聴者の方の名簿があれば、県聴覚障害者協会のほうにぜひ名簿をいただければと思います。協会の支援が得られます。できれば、何かアドバイスをいただければと思います。

○綿貫会長 本木委員から御発言がございましたが、事務局。協会に入っていれば、協会の会員さんには情報が届くけれども、非会員の方々にはなかなか情報が行き届かないので、その非会員の方々を協会に御紹介いただけたら、協会として情報提供もできるんだけれどもというお話です。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 障がい者支援課在宅支援係長の川村です。私のほうから今の本木委員さんの御意見について、回答をさせていただきます。

聴覚障がい者を初め、障がい者の方の災害時の避難の支援につきましては、市町村が実施することとなっております。障がい毎に、各協会が対象者を把握していれば、より支援が行えるという御提案と思いますけれども、一方で個人のプライバシー、個人情報の問題もあります。今の御意見も踏まえてどういう形で障がい者の方の災害時の支援をしたらいのかということについて、市町村とも意見交換しながら対応について考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○綿貫会長 はい、よろしいですか。

○本木委員 すみません。わかりますけれども、障がい者についての支援については今の説明でわかりますが、同じ仲間、私たち聴覚障がいの仲間の状況把握というのができないんです。特に非会員の方は十分な連絡も行かなければ、支援がある、支援があるかもしれないんですけれども、いざというときには、やっぱり市町村からの支援が行き届かないことがあり、同じ障がいの仲間同士で考えていかなければいけないと思っています。

市町村ごとに登録はしてあって、個人情報とかプライバシーの問題もありますが、ぜひそういうのを、私たちもプライバシーを守りますので、ぜひ同じ聴覚障がいを持って非会員の方の情報もいただければ、聴覚障がいに特化した支援を私たちもできると思います。その他の障がいの方もそれぞれ同じだと思います。何かいい方法はないでし

ようか。

- 川村課長補佐兼在宅支援係長 大変重要な御意見だと思いますが、個人情報の保護というものがあります。市町村では要援護者支援計画の中で、支援者の名簿をつくらなければならないことから、各障がいを含め、市町村では備え付けることにはなっております。

ですから、それを各障がい毎に、各協会へお知らせをするかどうかにつきましては、さらに研究をさせていただきたいと思います。

- 綿貫会長 担当課で本木委員さんの貴重な御意見もちょうだいした中で、さらに検討していただくということで、よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。原田委員、お願いします。

- 原田委員 稲荷山医療福祉センター小児科の原田と申します。今回のこの重点施策に関して幾つか現状と意見、防音設備を挙げたいと思います。

まず重症障がい児・者等の療育・生活支援というところで、(1)の②の問題、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援ということで、「各特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒への状況を把握し、必要な看護師配置を図る」とありますけれども、医療的ケアを必要とするお子さんというのはここ10年、20年で約2倍以上に増えてきています。特に超重症児、準超重症児がいる医療的ケアを、重複した医療的ケアを持つお子さんがさらに増えていて、中には特別支援学校だけではなく、普通学校の特別支援学級に在籍している方も多くいらっしゃいます。その方に対する支援の方法が各学校でまちまちで、もちろん当然、初めてのことでありますのでまちまちだと思うんですけども、みんな模索しながらやっている状況なのではないかと思います。

バリアフリーの観点、それから、みんなで通常者と障がいを持つ方と一緒に暮らしていくという意味では、特別支援学校ではなく普通学校で、そういうお子さんたちが教育の機会を得るということはとてもいいことだと思うんですけども、みんなどうしていいかわからない、そして、マンパワーがないというところで、お母さんがずっとつきっきりにならなくてはいけなかったりとか、たかが導尿一つに関しても、看護師さん配置が得られずにお母さんが毎日、2回も3回も学校に通わなければいけない、そういうような状況をお聞きしています。

ですので、特別支援学校だけではなく、普通学校の特別支援学級に通う医療的ケアを持つお子さんの状況を把握していただいて、そのお子さんたちに必要な支援はどうあるべきかが、自立支援協議会の医療的ケアワーキンググループでもその点、かなり積極的に議論されているところであります。ぜひこの欄にもそのあたりをちゃんとした上で、まとめていただけるといいかなと思います。必要な看護師配置、または支援員の配置というところが気になりました。

2つ目としては、発達障がいに関することです。ここには特別支援教育コーディネーターの先生の機能向上であったり、それ以外に、まさに人材の養成ということで書かれています。

実際に患者さんたちと、親御さんたちとお話して感じるのは、やはり療育の、幼児期の、乳幼児期からの支援です。前回の会議でも、発言させていただいたんですけども、M-CHATを行って発達障害を早く見つけたところで、療育の支援がうまく結びつかなければ、ただ見つけただけになってしまう、親御さんの不安をかきたてるだけになってしまう。そのときのお答えとしては、療育に関しては各市町村が行っているからということで、まあ市町村に任せましょうというお答えだったと思うんですけども、実際、その各市町村の差が激しいように思います。

なので、県のほうでそういう指導をしていただいたりとか、療育の現状を把握していただいて、療育施設の、施設数の増加であったり、それにかかわる人々、マンパワーの増大であったり、そのあたりに人を、そこを目標にしていくということはあるんじゃないかと思います。療育施設に通えなくて、毎日悶々とお家の中で暮らしているその発達障がいのお子さんたちを見ていると、何とかならないものかなというふうに、私たち医療現場でも思っています。

療育施設だけではなくて、放課後児童デイに関しても、マンパワーの充実を図るべきだと思います。学校生活がよくても、その後、長期休みとか、それから放課後の時間というのがお子さんにとってすごく有意義なものであるためには、そのあたりもフォローしていかないと、御家庭への負担が強くなるばかりだと思います。子どもがその教育、学校だけではなくて、その放課後の時間、長期休みというところでさまざまな体験をすることによって、発達障がいのお子さんは特に自分の好きなことを、ルールを学びながらやり遂げる経験などを積むことで、人格形成の面からとても大切な経験を積める復習だと思います。その辺のところは、地域の事業参入が結構増えてきているなということを感じてはおりますが、発達障がいは、御存じのとおり5～6%のお子さんが、6～7%のお子さんがその支援を必要としておりますので、全てのお子さんの、少なくとも7%のお子さんが支援を必要としております。その放課後児童デイであったり、療育の施設のマンパワーの導入というのは是が非でも、ということになると思います。

今、2点お伝えしましたがけれども、さらに3点目、お話します。数値目標を見ますと、39番、重症心身障がい児者通所施設に関しては、数値目標でいきますと通所施設が、平成28年度の実績が15か所ということで、平成25年度から1か所増えたのみになっています。この4年間の間にも重症心身障がい児、医療的ケアを必要とするお子さんたちは増え続けています。けれども、この通所施設数は増えていない、そこがやはり大きな問題だと思います。

それからもう1点、第4期（障害福祉）計画の4番、短期入所事業所医療型の部分、こちらのほうが、数値を見てみますと、福祉型のほうが増えてはいるかと思うんですけども、医療型のほうは増えておりません。その人数というのはわからないですが、やはり医療的ケアが必要なお子さんがこれだけ増えているんだから、この施設が、ここがなかなか増えないということは、何らかの構造的な改革をしていただかないと、やっ

ぱり増えないのかなと思います。

私たちの施設の現状を言いますと、やはり一人ひとりの患者さんの重症度が増しているために、とてもマンパワーが必要です。そのマンパワーを補充したり施設を構造化したりしないと、やっぱり見られないという現状があります。その点に少し配慮した改革を行わないと、通所であったり、それから短期の入所であったり、ショートですね。その辺の数が増えていかないのではないかと思います。その辺の充実を図っていただきたいと思います。

そして最後に、ちょっと数字を持っていなくてなくてわからないんですが、障がい者プラン2012の17番、障がい者スポーツ指導員の養成、これはだんだん増えていてとてもいい傾向だと思います。障がい者スポーツが盛んになってくることは、とても患者さんたちの気力を高めていくということで、それは外来で診療していてもそんなスポーツをやるようになったんだよということで、患者さんが生き生きと報告されているので、とても勇気が出るお話をしています。一方で、こういう障がい者スポーツに当てはまらない発達障がいのお子さんの運動について、ちょっと考えていただきたいと思っています。

発達障がいのお子さん、皆さん御存じのとおり、ADHDと呼ばれる注意欠如多動性障害のお子さんが自閉症スペクトラム、それから学習障がい、これらの障がいを持つお子さんの大きな問題点は運動が苦手ということがあります。

学校で体育が苦手、友だちと休み時間に遊べない、そういうところが学校への不適合、友だちとのコミュニケーション形成に問題を起こしているというストーリーを、私たち診療現場にいると強く感じます。その方たちの、その医療上の診断としては発達性協調運動障害というような、そういう診断も行います。これはあまりまだ広く知られていない状態です。一部のエキスパートを、オリンピックの選手、パラリンピックの選手を育てることも大切ですが、そういったクラスにいる7%のお子さんですね。そのクラスに7%、10人に1人以上、つまり二人、三人はいる運動の苦手なお子さんも、運動を楽しく経験してもらおう、そういうような取り組みというのが、もちろん療育現場かもしれないですが、地域スポーツの中であっていいのではないかと思いますし、それはとても、その子どもたちだけではなくて親御さんにとっても、それからかかわる大人にとってもとても楽しいイベントになるのではないかと思います。

ぜひ、まだなかなかその辺に対して全国的にも取り組んでいるところは少ないと思うんですけども、東京オリンピックを前にして、一部のエキスパートのその養成をするのではなく、みんなが楽しみ、障がいのある方も、スポーツの苦手な方も、発達性協調運動障害の方も楽しんでスポーツができるような取り組みたいなものをぜひ考えていただければと思います。以上、お願いします。

○綿貫会長 はい。今の原田委員の今、5つ御意見をいただいたと思います。それぞれ要望ということで。

○原田委員 そうですね。質問というよりは要望・・・

○綿貫会長 要望、御意見ということですが。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 1点目の医療的ケア児への支援について、御説明等をさせていただきますと思います。

医療的ケアが必要な障がい児につきましては、医療技術の進歩を背景としまして、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児が多くなっているという現状を踏まえまして、昨年5月に児童福祉法の一部が改正されております。その中では、行政や保健、医療、福祉などが連携して支援を行っていくことが求められており、また、障がい児のサービスの計画的な構築を図るということで、障害児福祉計画も策定することとなっております。

このため、今の御発言等も踏まえまして、計画の中にしっかり反映していきたいと思っております。

○事務局 教育委員会のほうは特にないですか。学校のほうは。

○勝又指導係長主任指導主事 では教育委員会の関係ですが、小中学校における医療的ケアにつきましても、時代背景により、今後も努めてまいりたいと思っております。そして文部科学省のほうでは、インクルーシブ教育システム構築のために特に注力して、市町村において医療的ケアに対応する看護師を配置する際の補助事業なども始めております。今年度は確か7市町村程度の自治体がそれを利用されている見通しとなりますが、そういったものの利用の中で、また特別支援学校の研修に市町村の看護師と一緒に参加するなどの協力といいますか、連携をとってやっていきたいなということは考えています。以上です。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 障がい者支援課施設支援課の阿部と申します。私のほうから施設の関係について御説明します。

まず、障がいのあるお子さんが通所する、未就学児が通う児童発達支援、それから学校に行っているお子さんが通う放課後等デイにつきましても、ここ数年で2倍から3倍程度に事業所数は増えてきているところですが、特に町村部においてはまだ十分でない状況等もあると伺っております。また、その数の問題もありますが、現在取り組んでいるのは、それぞれの事業所の底上げといいますか、適切な支援が行われるようなサービス提供体制や必要な人的配置をお願いするということに取り組んでいるところでございます。

それから重症心身障がい児の支援について、先ほど数値目標に全然足りていないというお話がありました。実は、先ほども話ができましたが、30年度を初年度といたします第5期障害福祉計画におきましては、国の基本指針において、重症心身障がい児が通える児童発達支援、あるいは放課後等デイサービスについて、各市町村に少なくとも1カ所以上設置するという目標でございます。ただ、長野県の場合、小さな村等ではなかなか難しい話ではありますが、重症心身障がい児が通える、そういった通所施設というのを今回の計画に盛り込みまして、市町村と連携しながらどのような形で数を増やしていけ



るか、ということに取り組んでまいりたいと思っております。

また、医療型の短期入所の関係ですけれども、委員が先ほどおっしゃいました医療的ケアの関係で、いろいろ検討しているところですが、全国的に問題になっているのが、医療短期入所の報酬単価が実は非常に安くて、御存じかと思いますが、療養病床に入った場合の半分以下のような報酬体系になってございます。この点が、なかなか短期入所が増えない原因となっておりますので、これまで何度も国に報酬の改善について要望を行っています。せめて医療報酬と同程度の報酬を設けていただいて、それに基づいて適切な医療型短期入所が行えるような体制をつくっていきたいと思っております。

○守屋障がい者支援課長 障がい者スポーツの中での発達障がいに関することについては、障がい者スポーツの観点からそういった形で私どもでもあまり考えていなかったところですが、これについては、プログラムのなものというのは、先ほども取組が少ないというお話でしたが、ある程度確立されてきてはいるのでしょうか。

○原田委員 特にないとは思いますが。ただ、学校の体育の先生を育てる先生方が、発達障がいのお子さんの協調運動障害に対する指導を学ぶ機会を増やしていこうという取り組みは報告されています。具体的に、首都圏なんかではそういう塾というような形で始まっているようなんです。ただ、やはり理想的には、もっとみんなが参加できる社会体育のような形で、地域単位で取り組めることが望ましいのかなというふうに個人的には思っています。

その指導者として考えられるのが、小児のリハビリテーションの療法士であったり、体育の先生だったり、そういう指導を受けた体育の先生だったりということが想定されると思いますし、ある程度、コツをつかむと大体みんな、ああこんな感じかとわかり、理解しやすいものなのではないかなと思っています。

なので、その辺は今後の課題だと思いますけれども、そういうことができれば、やはり健全な、また人格形成にすごくいい影響を及ぼすのではないかと考えています。

○守屋障がい者支援課長 わかりました。障がい者スポーツという観点より療育の観点かとも思いますが、また検討していきたいと思っております。以上です。

○綿貫会長 はい、ありがとうございます。原田委員はよろしいですか。はい。

それでは、時間も過ぎてきておりますので、続いて会議事項（２）に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

## （２）平成29年度の主な障がい者施策の概要について

○綿貫会長 それでは会議事項（２）平成29年度の主な障がい者施策の概要について、関係する担当課から全て説明をいただきました後に、御質問、御意見をいただきたいと思っております。それでは障がい者支援課から順次説明をお願いいたします。

- 神戸課長補佐兼社会生活係長 資料2・3・4の説明
- 大日方課長補佐兼自立支援係長 資料5・6の説明
- 早川課長補佐兼雇用対策係長 資料7の説明
- 堀内企画幹兼課長補佐兼地域支援係長 資料8の説明
- 小山課長補佐兼心の健康支援係長 資料9・10の説明
- 勝又指導係長主任指導主事 資料11の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。資料2から11に基づきまして、事務局から説明をいただきました。皆様からの御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。田辺委員、お願いします。

○田辺委員 田辺ですが、毎年のようにお願いをしていることですが、4番のスポーツ関係についてです。スポーツについては、現在、大変向上しまして、いろいろな企画ができて大変うれしいのですが、その中で心臓疾患の方が、地区の大会には参加できても、県の大会に参加できないということで、この間も会長ラインがありました中でも、大分、幾つかの地区からそういう話が出ました。

私は東御市ですけれども、今困っていることは、東御市で、一人は地区でもとても優秀でいい成績をとるので、やっぱり県へ参加したいという思いを再三、言っているのですが、県よりだめだという返答がされました。この間、また医師の診断書ももらってきたからぜひ出してもらいたいと言うけれども、今年はもう締め切っちゃって、もう機会は全部だめだから、来年またお願いするように言うからと、どうしても出たいという方がいて、私たちのほうでもう3人ほど、心臓疾患の方が、会から退会されてしまったりしております。声を大きくして言っているんですけども、ぜひ心臓疾患の方でも、今までもバリアフリーで差別をなくして平等に完全参加ということをお願いしたいところです。現在、差別されているという意見が出まして、東御市のほうで、一人の方は出るところへ出て、これを完全な差別だからと聞いてきたから、ぜひスポーツ協会と県のほうへ行っていきたいから電話番号だのを教えてくださいと言われてます。県のほうで会議があるから、そこでまたお話しておくから少し待ってくださいということをお伝えしました。ぜひ何かいい、もう年々言っているのですが、地区でできて、どうして県でできないか、その問題を考えていただきたいと思います。

そして、今、私たちボッチャに大変力を入れておりまして、ゲートボールも大変、県のスポーツ大会では少なくなってきました。ボッチャは本当に心臓にも負担がかからないもので、陸上と違い、飛んだりすることもないので、少し体を動かすストレッチ体操を朝にやればできるということで、ボッチャを取り入れていただけたら本当にありがたいと思っております。ぜひ心臓疾患の方でも、平等に参加させていただきたいので検討をお願いいたします。

それともう一つだけお願いしたいのですが、視覚障がい者の外出のときに同行して必要な援助を行うという、これは各市町村でも力を入れていただけるように言っているのでしょうか。聴覚障がい者の方たちの手話通訳者は本当にありがたく思っております。説明、私、自分が覚えていって、結局、会議のときに使うわけではないので、今までやってきましたが、今は聴覚障がい者の通訳の方がすぐに来ていただけるということで大変ありがたく思っています。

視覚障がい者の方たちのつき添いはもちろん、そばにいて同行していただいて会議などに、やっぱり点字をそこで一緒に打っていただいても、やはり間違いがあって、自分で打つとついていけないということで、これ前々からお話があるので、ぜひ視覚障がい者のためにも、手話通訳並みにやっていただくように御検討いただけたらありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○綿貫会長 今、2点ございましたけれども、さっきのスポーツについて。

○唐沢企画幹（障がいスポーツ担当） 障がい者支援課のスポーツ担当をしています唐沢と申します。

心臓疾患の方の参加について以前からお声をいただいていることは存じ上げております。県大会では、個人競技につきましては全国大会の予選を兼ねているということもありまして、競技の種別や出場できる障がいの区分というものは、全国大会の基準にあわせてやらせていただいております。そういった中で、地区大会の場合ですと、そういった予選という部分も高いところもありまして、それぞれ地域の実情に応じた中で参加していただけるような形でやらせていただいております。

県大会のほうも、また今後、多くの方に参加いただけるような方法というのもまた考えたいと思っておりますが、何しろ会場のキャパシティですとか係員の人数、こちらの運営上の制約もございまして、実際、障がい者スポーツの競技は、県大会でやっている協議以外にもたくさんあるわけですが、実際、全ての競技ができていないというところもございまして、御要望のほうは十分承って、また今後、検討させていただければと思います。御理解いただければと思います。

それからボッチャにつきましては、今後、全国大会のほうでも取り入れる予定になっておりまして、その予選を兼ねる県大会にも今後入れるようになります。そういった中で御参加をいただけるような形になろうかと思います。お願いいたします。

○田辺委員 ありがとうございます。期待しています。お願いいたします。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 続いて、視覚障がい者の方の支援について御説明します。視覚障がい者の方が外出時において必要な支援、援助を行う、同行援助サービスの提供がありまして、市町村が支給決定してサービスの提供が受けられるものです。

市町村に対しては、適正にサービスを提供するよう申し上げており、引き続き徹底してまいりたいと思います。

○田辺委員 市町村には相談をしまして・・・。

- 川村課長補佐兼在宅支援係長 市町村の窓口にご相談していただき、同行援護のサービスの受給等の決定を受けていただいて、そのサービスを利用するという流れになります。このため、まずは市町村の窓口にご相談いただければと思います。
- 田辺委員 まだやっぱり少ないもので、どうしても、なかなかうまくはいかないと思うんですけども、また市のほうに相談をしましてやっていきたいと思います。
- 川村課長補佐兼在宅支援係長 同行援護サービスにおいて、視覚障がいの方に実際にサービスを提供する従事者の養成も実施してまいりたいと思います。サービスを受けるために必要な、サービスを提供する側の支援も行いうことで支援を受けられる。そんな形で取り組んでまいりたいと考えております。
- 綿貫会長 今回の件で根本委員、御発言ございますか。
- 根本委員 県の視覚障がい者の団体でスポーツを担当していました者が、つい最近、お盆前に亡くなられてしまい、細かい話を聞いていないのですが、確かに参加したいという希望者はいらっしゃると思います。
- 同行援護につきまして、スポーツだけでなく、各市町村においてなかなか、長野市や松本市といった大きいところはかなり同行援護が進んでやってくださっているのですが、小さくなると、この同行援護のサービスが全くできないような状態になっているところがあるという話を聞いております。
- ですから、この同行援護サービスを広範囲へ広げていってもらえれば大変ありがたいと思います。
- 綿貫会長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。
- 川村課長補佐兼在宅支援係長 同行援護サービスの関係の御意見をいただきました。まずは同行援護サービスを提供する従業者の養成というものが重要だと思います。支援者は直ぐに養成できるわけではないですので、計画的に養成を行いまして、適正なサービスが提供されるように取り組んでまいりたいと考えております。
- 綿貫会長 よろしいですか。それでは荒井委員、お願いいたします。
- 荒井委員 荒井ですけれども、着座で失礼します。23ページ資料8のパーキング・パーミット制度についてであります。これは県議会でも都市のまちづくり条例を改正するという形で取り組んできているわけですが、それぞれの利用者、利用駐輪、駐車場の数が増えてきているということで、大変いいことだというふうに思います。
- ただ、私がそれぞれの施設等の状況を見ていますと、利用証がなく、停めておられる状況が散見されているなというふうに思っております。そういう意味でいきますと、制度をつくったが、実際にうまく使わなければ意味がありませんので、そういう点で、先ほど説明の中で、状況についてのお話があったかと思いますが、しっかりチェックをいただくようなことを、システムあるいは手続、そんなことも今後の中ではしっかり検討していただきたいと、そんなことを要望させていただきます。よろしく申し上げます。
- 堀内企画幹兼課長補佐兼地域支援係長 ありがとうございます。適切に利用していない

場合には、駐車場の趣旨を書いた紙を挟みこんでいただくなどの協力をお願いしているところですが、またしっかり周知をしまして適切に駐車できるようにしていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○綿貫会長 よろしいですか、はい。他にいかがでしょうか。大堀委員、お願ひします。

○大堀委員 障がい者の就労支援についてと、それから福祉医療制度について、お願ひしたいと思います。

1点目の障がい者の就労支援につきましては、あいサポート運動に加盟されている企業ですとかそういった就労支援に当たっている企業に、障がい特性について理解していただきたいと思っております。実際、精神障がいを持っている人が、平成30年から特定雇用主において、障がいを持っていても働きたいという方も増えております。実際に就労支援が定着している方のお話を伺いますと、やはり企業の方が非常に合理的配慮というか、障がい特性を理解してくださっているという体験を聞いています。

どのような配慮があると皆さんが働きやすいかという声を聞きますと、やはり疲れやすかったりしますので、そういった休憩をきちんととってくださる、休日をちゃんと確保してくださる、通院の中の受診料を出してくださる様に配慮頂きたいと思ひます。服薬する際、人に見られるのが嫌だという方にはそういった場所をきちんと用意してくださる、というような企業の理解があつて非常に続けられると思ひます。ぜひそういった当事者の声、またはそういう職場定着ができるような方の、合理的配慮につなげるといふ、いい例だと思ひます。ぜひあいサポート運動やフォーラムですとか参加企業への就労支援に関する研修会などがありましたら、当事者または採用されている企業さんのお声をたくさん聞いていただけると、ぜひ働きやすい職場になるかなと思ひます。

次に、福祉医療に関しては2点あります。一つは、精神障がい者に対する対象拡大を図っていただきたいという点です。もう一つは窓口無料化を図っていただきたいという点です。

まず1点目は、精神障がい者に対する福祉医療の対象について、他の障がいの方に比べて等級が同等といわれるようになりましたが、同等ではない状況です。精神保健福祉法詳解では、身体障害者3級、それから療育の方はB1、中級、それから精神障がいは2級という方が、障がいの程度が同等です。

ですが、他の障がいの方はその身体の方も知的障がいの方もその同等の方は認められている一方、精神障がいに関しては2級とされているのが実際、長野県では2級で通院のみというところですが、各市町村で既に2級まで対象、それから3級まで対象としているところですが、長野県は一番、1級というところでは、他の市町村も独自でやっているところを、長野県もぜひ底上げしていただきたいなと思ひています。精神障がいは1級のみですので2級まで、2級は自立支援教育といつて精神科通院も含む、ぜひ福祉医療の対象も2級まで含めていただきたいと思ひます。

2番目に窓口無料化の実現の件です。これは毎年福祉医療給付制度の改善を進める会

の会のほうでも御提言していただいておりますが、児童のほうは進んでいるのですが、障がい者のほうは遅れております。今年4月には、児童のほうの支援は福祉医療の対象が中学生まで窓口無料化の方針が示されましたが、障がい者はやはり年金をもとに暮らしておりますので、窓口で一たん支払うということで、非常に生活に深くのしかかっております。

私の家族が今年5月、6月で、眼科の手術を続けて受けて毎回45,000円ずつ窓口で支払ったのですが、実際、年金を元に働いておりますので負担が大きいのです。体調が悪化するとそうやって収入が減るといふ悪循環になってしまいます。そういった負担をぜひ軽減していただきたいと思ひまして、障がいを持っている人にもぜひ窓口無料化を実現していただきたいということでもよろしくお願ひいたします。

○綿貫会長 今、就労支援のことと、あと福祉医療の対象を拡大してほしい、あと窓口無料化を図っていただきたいというような御意見がございました。

○大日方課長補佐兼自立支援係長 自立支援係の大日方ですけれども、就労支援についてお答えしたいと思います。

各圏域に設置されております障害者就業・生活支援センターに就業支援ワーカーがそれぞれ配置されているところでございますが、精神障がい者の方はなかなか職場定着が難しいということもお聞きしております。就業支援ワーカーのほうで障がいの特性を踏まえた雇用管理に関する、それぞれの企業さんのほうに対する助言等も行っているところでございますので、より一層、これが実現されるように、今あつた御意見等を伝えてまいりたいと思つております。

また労働局さんのほうで精神・発達障がいの方をサポートする、サポーターを養成するという取組のこともお聞きしておりますので、関係機関と連携をとりながら、精神障がい者の方の職場定着を応援し、進めてまいりたいと考えております。以上です。

○綿貫会長 医療に関しては。いかがでしょうか。

○佐々木企画調整係担当係長 健康福祉政策課でございます。本日は、福祉医療の担当が出席していないので、御要望の趣旨は担当のほうに伝えたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○綿貫会長 よろしいですか。

○大堀委員 はい、ありがとうございます。

○綿貫会長 それでは時間も迫つてきておまして、さっきのところでも御意見ございましたら、またお願ひしたいというふうに思ひます。

### (3) 新たな長野県障がい者プランの策定について

○綿貫会長 それでは、続きまして(3)新たな障がい者プランの策定について、障がい者支援課から説明をお願ひいたします。

○小山社会生活係担当係長 資料12の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。4時という時間を過ぎてしまっておりまして、ここからが皆さん、さまざまな御意見を発言したいところかなというふうに思うんですけども。

誠に申しわけございませんが、皆さんの御意見をまた担当課のほうに、メールですとか、あと書面ですとかで提出していただくというような方法でよろしいでしょうか。いかがでしょう。それとも、ここでどうしても御発言、これだけは言っておきたいということがございましたら、お願いしたいと思います。

○佐々木委員 すみません、時間が過ぎているのに申しわけありません。

少し自分の資料のほうにも戻りながらにはなっていますが、権利擁護の推進とか地域生活支援の充実というあたりを考えていく上で、やっぱり相談支援の充実とかというあたりは本当に欠かせないものかなというふうに感じます。

先ほどの資料5番の障がい者相談支援事業の総合支援センターのところの資料ですが、5番の下の方を見ると、人口規模が変わらない圏域であっても相談員さんの数とか、支援配置にとっても差があるのかなというふうな印象を受けます。

その中でやっぱり相談員さん、コーディネーターさん、ピアカウンセラー、またここからは市町村の役割というふうにはなっておりますけれども、今後、地域生活支援拠点の整備とかいろいろな施策を進める上で、やはり総合支援センターとか基幹相談センターの役割というのは本当に重要なものかなというふうに感じ、地域の要になっていく場所だと、日ごろから感じておるところです。

その中で、相談員さんの人員配置とかというあたりに少し差が、あまりできてしまうと、やっぱりその相談支援の質とかにもやはり差が出てきてしまうのかなと思うところもあります。ですので、同じ長野県に住んでいながら、同じサービスの質、同じ質のサービスの提供を受けられないというのはとても残念なことかなというふうに感じてしまいます。

そのあたりというのは、県として市町村のほうに働きかけというようなものを何かお考えなのか、もうそこは、あくまで市町村とか圏域とか、その圏域の自立支援協議会の中で考えていくことだというふうにお考えなのか、そのあたりの御意見を聞かせていただきたいなと思います。

○大日方課長補佐兼自立支援係長 自立支援係の大日方です。相談支援専門員がそれぞれ、人口規模によってというところがあるでしょうけれども、こちらの市町村に配置されている相談員、また県が設置するコーディネーター等につきまして、県の自立支援協議会の中に障がい者相談支援体制機能強化会議というものを設けておりまして、年に5回ほど、皆さんで、各市町村の方々、相談支援センターの方々にお集まりいただき、相談支

援体制の機能強化について、昨年度からは特に拠点整備のことについて意見交換、情報交換をしているところでございます。

今の御意見の趣旨等をまた機能強化会議のほうにお伝えしまして、誰もが同等にこのサービスを受けられるような、そういった体制の整備について、また市町村のほうにも伝えてまいりたいと思います。

○綿貫会長 それでは、本当に皆さん方のすばらしい御意見をたくさんちょうだいいたしまして、時間が過ぎてしまって申しわけございませんでした。

先ほど御提案ありましたように、皆さん方のその新しいプランに対しての御意見等、本日、御意見を出せなかった委員の皆さん方も、ぜひ事務局のほうに御意見を送っていただけるとありがたいかなというふうに思います。よろしいですか。

○事務局 時間がないところで、誠に申しわけないと思っています。

プランを作成していく上で皆さんの御意見、貴重な意見になってまいりますので、また改めて皆さんに、様式ができ次第お送りし、その様式に御記載いただく形でいただければと思います。

○綿貫会長 事務局からまた様式を送ってくださるということですね。

○事務局 様式をつくり依頼を出させていただきますので、よろしくをお願いします。

○綿貫会長 また新しい言葉で、我が事、丸ごと地域共生社会なんていう言葉も出てきておりますので、皆さんそれぞれのお立場でさまざまな御意見、お考えがあらうかと思えますので、ぜひ事務局のほうに送っていただければというふうに思います。事務局から他に何かございましたら、お願いします。

○事務局 それでは、第2回目の日程調整についてですが、皆様のお手元に、日程調整に関する御案内をさせていただきました。

現在、候補日としまして11月13日月曜日、11月20日の月曜日、11月22日の水曜日、3つの日につきまして、皆さんから御都合についてお伺いしたいと思います。

なるべく御都合をつけていただきたいと思いますが、御都合がつかない方につきましては、またお話しさせていただいて、資料提供するような形でお願いしたいと思います。

○綿貫会長 それでは、これで会議事項を終了とさせていただきます。皆様の御協力、どうもありがとうございました。

## 6 閉 会

○手塚企画幹課長補佐 綿貫会長並びに委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。